

医師法

第 2 条 医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第 17 条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

刑法

第 35 条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。